

広島県自然海浜保全条例

改正後	改正前
<p data-bbox="468 309 804 339">○広島県自然海浜保全条例</p> <p data-bbox="181 405 510 435">(自然海浜保全地区の指定)</p> <p data-bbox="181 453 1106 628">第五条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海であつて県の区域に属するものをいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p data-bbox="181 646 1106 724">2 次に掲げる区域については、自然海浜保全地区として指定しないものとする。</p> <p data-bbox="219 742 1106 820">一 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区の区域</p> <p data-bbox="192 885 277 916">以下略</p>	<p data-bbox="1440 309 1776 339">○広島県自然海浜保全条例</p> <p data-bbox="1149 405 1478 435">(自然海浜保全地区の指定)</p> <p data-bbox="1149 453 2074 628">第五条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海であつて県の区域に属するものをいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p data-bbox="1149 646 2074 724">2 次に掲げる区域については、自然海浜保全地区として指定しないものとする。</p> <p data-bbox="1187 742 2074 820">一 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区の区域</p> <p data-bbox="1162 885 1247 916">以下略</p>